

大型貨物自動車等の通行止めについて

- 1 規制対象車両
 - (1) 大型貨物自動車
最大積載量6.5トン以上又は車両総重量11トン以上の貨物自動車
 - (2) 特定中型貨物自動車
最大積載量5トン以上6.5トン未満又は車両総重量8トン以上11トン未満の貨物自動車
 - (3) 大型特殊自動車
ロードローラー、タイヤローラー等

- 2 規制日時
終日（土日祝を含む365日）

- 3 規制区間
サンパーク犬山前交差点～内田交差点までの間
（サンパーク犬山前の名称は、今後、「徳ヶ池西交差点」に変更予定）

- 4 通行禁止道路通行許可申請
 - (1) 申請対象（下記の場合で、やむを得ないと認められるとき）
 - ・ 日常生活に欠かすことができない物品を運搬する必要がある場合
 - ・ 冠婚葬祭その他社会習慣上必要がある場合
 - ・ 貨物の集配その他業務上必要がある場合
 - (2) 申請先や相談先・申請時間
愛知県犬山警察署交通課窓口
平日午前9時～午後4時までの間
 - (3) 交付まで日数
申請日を基準にして、土日祝を除き三日後の平日から受け取ることができます。
ただし、申請内容次第で日数を要する場合があります。
 - (4) 注意事項
 - ・ 迂回路がある場合は、上記事項に該当しても許可できません。
 - ・ 「通行禁止道路を通るほうが早く目的地に行くことができる」等の理由は、やむを得ない理由には該当しません。
 - ・ 申請行為がやむを得ない理由に該当するか否か、犬山警察署交通課窓口に確認してください。
 - ・ 申請区間は、規制区間内において必要最小限度で申請してください。
 - (5) 申請書類の入手方法
 - ・ 犬山警察署交通課窓口において申請書を入手
 - ・ または、愛知県警察ホームページ内の検索欄に「通行許可」等と入力し、検索結果をクリックしてダウンロード用の記載例と申請様式を入手
 - (7) 手数料
手数料はかかりません。

